

年間定期利用予約団体 各位

上越市教育委員会スポーツ推進課長

令和8年度学校・一般体育施設等の年間定期利用予約の決定について（通知）

日頃から、市のスポーツ行政にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、貴団体から申請いただいた令和8年度の体育施設の年間定期利用につきまして、予約が決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、決定内容に基づく事務手続きをお願いいたします。

記

1 予約決定内容

別紙「令和8年度年間定期利用予約調整結果通知書」のとおり

2 今後の手続き

(1) 本申請

① 公共施設予約システム ID を持っている団体

- ・年間予約の申請時、公共施設予約システム ID を記載いただいた団体は本申請不要です。
- ・随時施設管理者が公共施設予約システムに決定内容を入力していきます。入力が確定するとシステムのマイページから予約内容を確認できます。
- ・予約内容は申請者側からキャンセルできないため、2月21日（土）以降にシステムのマイページ中「予約申込一覧」をご確認いただき、不要な日程がありましたら2月27日（金）までに各受付・申請先（別紙体育施設一覧表参照）へ報告してください。
- ・公共施設予約システム ID をお持ちの団体のうち、年間予約の申請時に ID を記載しなかった団体は、お持ちの ID と決定内容を紐づけますので、各施設受付窓口（別紙体育施設一覧表参照）にご相談ください。ただし、登録状況が不明な場合は下記②のとおり申請してください。

② 公共施設予約システム ID を持っていない団体

- ・本通知書を基に、申請書を各受付・申請先（別紙体育施設一覧表参照）に、持参または郵送で提出してください。

○ 一般体育施設

- ・申請期間：2月21日（土）以降随時 ※4月分の申請書提出は2月28日（土）まで
- ・5月分以降は利用日の前々月末日まで（例：7月分の使用は、5月末日までに申請）
に申請してください。

※申請書は受付窓口を設置してあるほか、上越市ホームページからダウンロードすることができます。

【掲載場所】

- ・上越市 HP > 組織でさがす > 教育委員会 > スポーツ推進課 > 体育施設
- ・上越市 HP > 組織でさがす > 中央公民館 > 上越市カルチャーセンター（有田地区公民館）

※受付・申請先がスポーツ公園管理棟及び総合運動公園テニスコートの施設は、4月分の申請書の提出を4月1日（水）以降に行ってください。

裏面あり

○ 学校体育施設

・ 申請期間：3月9日（月）まで

・ 合併前上越市の学校開放のみ、メールで提出することができます。

メールアドレス：k-plaza@city.joetsu.lg.jp（”l”は、小文字の”L”です。）

※メールに添付する申請書は、word、excel または PDF 化してください。

※申請書は上越市ホームページからダウンロードしてください。

【掲載場所】上越市 HP > 組織でさがす > 教育委員会 > 教育総務課 > お知らせ

(2) 本申請利用学校との打ち合わせ（学校体育施設のみ）（3月中旬以降随時）

3月中旬に「学校体育施設開放利用許可通知書」が教育総務課から送付されます。その通知を持参の上、利用学校と注意事項の確認等の打ち合わせを行ってください。

(3) 注意事項

- ・ 利用の対象期間は、令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までの1年分です。
- ・ 一般体育施設においては、大会等で使用できない日がありますので、必ず受付窓口や電話等で確認してください。
- ・ 学校体育施設においては、学校行事や地域行事等により、施設を使用できない日がありますので、予めご承知おきください。
- ・ 予約日が不要になった場合は、直ちに受付・申請先へ連絡してください。
- ・ 期限までに利用申請書の提出がない場合や連絡が取れない場合、予約はキャンセルとします。

3 支払いについて

○ 2-(1)-① 公共施設予約システム ID を持っている団体

- ・ インターネット上でクレジットカードもしくはPayPay等電子マネー決済でお支払いください。
- ・ 一般体育施設は利用日までに、学校体育施設は初回利用日までにしてお支払いください。

○ 2-(1)-② 公共施設予約システム ID を持っていない団体

- ・ 一般体育施設をご利用の場合は、各受付窓口（別紙体育施設一覧表参照）で利用日までにしてお支払いください（現金のみ）。
- ・ 学校体育施設をご利用の場合は、教育総務課から4月中に1年分の使用料納入通知書が郵送されますので、4月30日（木）までに納付してください。

4 体育施設等の使用上の注意

- ・ 各施設の使用上のルールを守り、また管理人の指示に従い、適切に利用してください。
- ・ 屋内体育施設での野球の硬球及び軟球、サッカーボールの使用は禁止です。フットサルが可能な施設でもフットサルボールを壁に向かって打つ行為は禁止です。
- ・ 決定した予約枠について、受付・申請先に連絡なく別団体に提供する行為は禁止です。
- ・ 活動中の事故や施設の破損に備え、傷害・損害保険に加入することをお勧めします。

5 その他

- ・ 定期利用予約時間以外の利用を希望する場合は、直接各受付窓口にお問い合わせいただくか、公共施設予約システムから申請をしてください。
- ・ そのほか、ご不明点等ございましたら、下記へお問い合わせください。

問い合わせ先

上越市教育委員会 スポーツ推進課 施設係 TEL 025-545-9257

（学校体育施設について 教育総務課 庶務係 TEL 025-545-9250）